# 令和6年6月定例会

議 案 説 明 資 料 予算に関する説明書 (令和6年度6月補正予算等関係)

総 務 部

# 令和6年6月定例会議案説明資料目次

総 務 部

## 【予算関係以外】

## (議 案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)	行政体制整備局人事企画課	3

### (報 告)

報告番号	件名	1	課 名	3 等		頁
第11号	長期継続契約の締結状況について	公	文	書	館	5

条例名

等

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

#### 1 提出理由

職員の介護と仕事の両立を支援するため、介護時間を利用することができる期間を拡大する。

#### 2 概 要

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

介護時間は、要介護者が介護を必要とする期間(現行 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間)内において利用することができることとする。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

出

理

提

#### 【参考】

○介護時間制度の概要

職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当で あると認められる場合における休暇

〔休暇種別〕無給休暇

〔取得単位〕 1日につき勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲内(30分単位)

[取得期間] 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内

由

及

び

概

要

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

以 止 後	以 止 則				
(無給休暇)	(無給休暇)				
第17条 略	第17条 略				
2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分	2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分				
に応じ、当該各号に定める期間とする。	に応じ、当該各号に定める期間とする。				
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略				
(4) 介護時間 要介護者が介護を必要とする期間	(4) 介護時間 要介護者 <u>の各々</u> が介護を必要とす				
(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を	る一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間				
除く。) 内において、1日につき2時間の範囲内	(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を				
で必要と認められる期間	除く。) 内において、1日につき2時間の範囲内				
	で必要と認められる期間				
3~6 略	3~6 略				

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 報告第11号

### 長期継続契約の締結状況について

#### [新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契 約 の 相 手 方	契約金額 円	契 約 期 間	設置場所等
1	公文書館	保守 物品	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	594, 396	令和6年4月1日 ~令和8年4月17日	鳥取県立公文書館
2	公文書館	物品	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	66, 000	令和6年4月1日 ~令和7年4月11日	鳥取県立公文書館